

令和2年9月15日

文化庁長官 殿

近畿病院図書室協議会
会長代行 寺澤 裕子
日本病院ライブラリー協会
会長 大沼 由紀子
公益社団法人日本図書館協会
理事長 小田 光宏

文化審議会著作権分科会での「図書館関係の権利制限の見直し（デジタル・ネットワーク対応）」における検討について（依頼）

平素から、著作物の公正な利用と文化の発展へのご配慮に敬意を表します。

さて、去る8月27日（木）に文化審議会著作権分科会法制度小委員会の「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」の第1回が開催され、日本図書館協会から、いわゆる31条図書館に病院図書館を含めるよう要望いたしました。

本件については、病院図書館界の長年の念願であり、改めて、病院図書館関係団体である近畿病院図書室協議会および日本病院ライブラリー協会から、下記についての検討をお願い申し上げます。

なお、近畿病院図書室協議会及び日本病院ライブラリー協会は、それぞれ主として西日本及び東日本の病院図書館を会員とし、相互の緊密な協力体制を推進しております。日進月歩の医学医療界における病院図書館の向上および発展を目的とし、医療従事者への適切な情報提供を通じ、医療の発展に資するよう活動する団体です。

記

1. 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項、第4条の2第1項及び第4条の3第1項の病院に設置された図書室を著作権法施行令第1条の3の「図書館資料の複製が認められる図書館等」に含めること

①医療法第4条第1項、第4条の2第1項及び第4条の3第1項の病院は、同法第22条、22条の2及び第22の3で図書室の設置が義務づけられています。これらは言うまでもなく、医師をはじめとする医療関係者が最新かつ正確な情報へアクセスできることを可能とし、最新で高度な医療を提供できる環境を構築することを意図したものです。

②医療法第4条の2第1項及び第4条の3第1項の病院のほとんどは大学病院で、多くの大学病院は大学図書館をもって同法第22条2あるいは第22条の3の図書室を兼ねていますが、これに該当しない図書室（以下、「非該当図書室」といいます。）は、当然、図書室が複製主体となる複製は行えませんので、資料を貸し出すことなどで対応

するしかなく、この場合、借り受けた利用者による複製等については管理ができませんので、現状は、却って著作権者の利益を害することになりかねません。

- ③非該当図書室は必ずしも規模が大きくない場合も多く、大学図書館に文献の提供を依頼することがありますが、いわゆる 31 条図書館ではないことを理由に文献の提供を断られることも珍しくありません。この状況は迅速な医療行為を妨げるだけではなく、必要な文献は、所蔵する大学図書館を医師等が訪問して入手することになるので、必ずしも著作権者の利益の保護にもなりません。
- ④働き方改革の必要性が高まる中、今後、医療関係者も自宅で研修する機会が増えることが予想されます。「図書館関係の権利制限規定の在り方」に関するワーキングチームでは「図書館資料の送信サービスについて」も検討予定となっていますが、この制度は病院図書館のみならず、日本の医療に是非とも必要な制度と言えます。

2. 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 3 条第 1 号の病院に設置された図書室を著作権法施行令第 1 条の 3 の「図書館資料の複製が認められる図書館等」に含めること

- ①医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項により、「診療に従事しようとする医師は、2 年以上、都道府県知事の指定する病院（略）において、臨床研修を受けなければならない。」とされています。また、その病院は同条第 3 項第 2 号で「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。」とされており、この規定について、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号）の「第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準」「5 臨床研修病院の指定の基準」「(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準」の「ト」において「…臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており…」としています。記載のとおり、図書館（室）の設置を義務づけるものではないものの、指定を受ける病院は資料管理等の観点から図書館（室）を設置して対応することになります。
- ②医療技術は日々進歩しており、研修に必要な文献を有効に利用できる環境は、日本の医療にとって非常に重要ですが、医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令第 3 条第 1 号の病院は、一部を除き、大学病院以外の病院であり、1. の②及び③と同様の問題を抱えています。また、現状の病院図書館が主体となる複製行為ができない状態が、必ずしも著作権者の利益の保護にならないことも同様です。

以 上